

岐阜職第 48 号
2006年11月20日

各支部長 様
各分会長 様

岐阜県職員組合
中央執行委員長 三浦 孝雄

寄付者制度の見直しについて

平素は組合活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

標記「寄付者制度」につきましては「組合活動検証委員会（弁護士2名で構成）」の意見を踏まえ、また11月20日に開催しました「拡大闘争委員会」での審議を経て、見直しに係る方針を定め、別紙の通り各寄付者・各組合員の皆様に通知することといたしましたので、その旨ご了解をお願いします。

また、各分会長におかれましては、各分会組合員・寄付者の皆様にご周知いただくとともに、下記により各寄付者（課長級以上）の方より、別紙意向調査表を回収下さるようお願いいたします。

記

1 依頼事項

各寄付者（課長級以上）の方に意向調査票をご記入いただき、回収下さるようお願いいたします。

回収いただいた意向調査票については、各支部担当書記まで提出願います。

2 提出期限

（各寄付者 各分会長）平成18年11月28日（火）

（各分会長 各支部書記）平成18年11月30日（木）

3 担当者

副中央執行委員長 深谷勝之

書記長補佐 横山 清

TEL 058-272-1111（内3950 or 3952）

岐阜県職第 49 号
2006年11月20日

各寄付者 様
各組合員 様

岐阜県職員組合
中央執行委員長 三浦 孝雄

寄付者制度の見直しについて

平素は組合活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

標記「寄付者制度」につきましては「組合活動検証委員会（弁護士2名で構成）」の意見を踏まえ、また11月20日に開催しました「拡大闘争委員会」での審議を経て、下記のとおりとします。なお、各寄付者（課長級以上）の方には、別紙意向調査表にご記入いただき、それぞれの分会長に提出願います。

記

1 「寄付者制度」について（詳細別紙）

「寄付者制度」については廃止し、以下のとおりとします。

- ・管理職員（課長級以上）になった際には、組合を脱退することとします。
- ・人事課・財政課の職員等「管理職員（課長補佐級以下）」は、異動により組合員になりうる状況にあるため、これまでの寄付者制度と同様の「賛助会員制度」を設け、「賛助会員」での加入となります。
- ・派遣職員については、派遣法に基づく派遣の形態を踏まえ、これまでと同様の扱いとし、退職派遣者については「組合費免除」、それ以外の者には「賛助会員扱い」での加入となります。

なお、「賛助会員制度」については、組合の再生・再建に向けた見直し作業の中で、関係する規約等を整備し、改めて提示します。

寄付者（課長級以上）の方については、別紙意向調査表を提出していただくことにより、12月給料より寄付金徴収を行わないこととします。

2 保険制度について（詳細別紙）

組合員・賛助会員については、引き続き「組合」で保険を取扱うこととします。

管理職員（課長級以上）については、「互助会」において保険を取扱うこととします。

- ・組合と互助会で協定を締結し、それぞれの業務分担を明確化します。
- ・協定に基づき、組合書記が募集書類の配布・回収等を実施します。
- ・組合員の方が管理職員（課長級以上）になられた際に、（解約・個人払い・互助会への移行）に係る意思確認を行い、必要な手続きを行うこととします。

保険によっては、寄付者制度の見直しにより、制度変更を余儀なくされるものも出てきます。できる限り、これまでと変わらない形をご利用いただけるよう保険会社との調整を進めていきますが、一部変更の際はご了解をいただくよう願います。

(制度変更が見込まれるもの)

- ・グループ保険、遺族附加年金制度「あんしん」に係る管理職員の加入者は、組合員OBとしての利用(OB継続扱い)とされるため、新規加入・保険金の増額はできなくなります。
- ・退職後総合共済制度については、組合員OBに対する継続制度がなく、組合構成員でなくなった場合には保険利用を認めないこととしていることから、従来同様退職後に向けた積み立てを行うには、OB継続制度を可としている幹事会社への変更が必要となり、それに伴い、保険制度の内容が変更となる見込みです。
- ・終身保険(死亡保障付貯蓄型保険) 新規募集無し・継続利用のみ についてはOB継続制度がないため、脱退一時金払戻、積立保険料不足分を一時払保険料として納付することによる終身保障、積立保険料不足分を支払わない形で減額した終身保障の選択により精算となります。

各種保険の保険料については、移行手続きが整うまでの間、引き続き組合にて給与控除することとし、手続きが整ったものから順次、互助会へ移行することとします。

3 意向調査票の提出について (現在「寄付者(課長級以上)」の方対象)

今回の「寄付者制度見直し」により寄付者脱退となる方については、別紙意向調査票にご記入をいただき、各所属の分会長まで提出して下さい。

各分会長にあっては、所属寄付者の意向調査票を取りまとめた後、各支部書記まで提出願います。

提出期限

(各寄付者 各分会長) 平成18年11月28日(火)

(各分会長 各支部書記) 平成18年11月30日(木)

4 担当者

副中央執行委員長 深谷勝之

書記長補佐 横山 清

TEL 058-272-1111 (内3950 or 3952)

寄付者制度見直しに係る意向調査票

※該当する箇所に必要な事項を記入のうえ、署名押印をお願いします。

・ 12月1日をもって「岐阜県職員組合」の寄付者となることを取りやめます。

なお、現在「岐阜県職員組合」が取扱う保険には加入しておりません

なお、現在「岐阜県職員組合」が取扱う保険に加入しています。

いずれかに○印を記入

※上記①を選択された方については質問終了です。
上記②を選択された方については以下の質問にも回答願います。

- a) 寄付者制度見直しの主旨を踏まえて、引き続き保険制度を利用することとし「岐阜県職員互助会」による保険料引き落としに同意します。
なお、手続きが終了するまでの間、引き続き「岐阜県職員組合」による保険料引き落としがなされることについても同意します
- b) 寄付者制度見直しに併せて、下記保険について解約します。
それ以外のものについては、「岐阜県職員互助会」による保険料引き落とし及び手続きが終了するまでの間の「岐阜県職員組合」による保険料引き落としについて同意します。
- c) 寄付者制度見直しに併せて、加入しているすべての保険について解約します。
- d) その他（個人払いへの移行 等）

保険加入者は、いずれかに○印を記入し、必要事項を記入

※必要な手続きがある場合は改めて連絡を差上げます。
終身保険（死亡保障付貯蓄型保険）の加入者に対しては、改めてご意向確認を行うこととしますのでご了承下さい。

上記のとおり提出します。

平成18年 月 日

所属名

職員番号

氏名

印